

三宝教団清規変更事項（新旧対照表）

新（変更後） 三宝禪清規	旧（変更前） 三宝教団清規
一、この宗教法人（以下「法人」という。）を三宝禪という。	三、出家在家に拘らず團員にして佛道修行と布教傳道に専念する仲間を僧侶と称し、然らざる者を檀信徒と称する。
二、本法人において仏道修行する者を三宝禪会員（以下「会員」という。）と称する。	一、本教団員は篤く三宝を敬い、三帰戒を信受することを要する。
三、本会員は常に坐禪の実行を勵み、傍ら佛經祖錄を拝覧することを要する。	二、本教団員は常に坐禪の実行を勵み、傍ら佛經祖錄を拝覧することを要する。
四、本会員は常に坐禪の実行を勵み、傍ら佛經祖錄を拝覧することを要する。	四、本教団の役員は原則として本教団の師家から見性以上の修行力を具えた者と認定されたものの中から任命又は選出する。
五、本法人において室内の調べを了畢し本法人の師家から印可証明を得た者は本法人の師家に就任し佛祖の大法を相続することができる。	五、本教団において室内の調べを了畢し本教団の師家から印可証明を得た者は本教団の師家に就任し佛祖の大法を相続することができる。
六、本法人の管長には佛祖の大法を相続した者が就任する。その有資格者が多数のときは互選によって定める。管長の任期は五年とする。ただし重任を妨げない。管長が任期途中で交代した場合、後任管長の任期は、前任者の残任期間とする。	六、本教団の管長には佛祖の大法を相続した者が就任する。その有資格者が多数のときは互選によって定める。管長の任期は五年とする。ただし重任を妨げない。（平成二年十二月十二日変更施行）
七、教団員にして満二十才に達した者は本教団の役員の選挙権を有する。	七、教団員にして満二十才に達した者は本教団の役員の選挙権を有する。

附  
則

この規則は文部科学大臣の認証書の交付を受けた日（平成  
年 月 日）から施行する。

平成二十八年四月十七日

宗教法人 「三宝教団」 管長 山田匡通 (印)

昭和式拾七年四月八日

三宝照覽  
佛祖護念

昭和式拾九年壹月八日 右認証する。

宗教法人 「三宝教団」 管長 安谷量衡(印)

三宝教団清規を次のとおり変更する。

一 「六 本教団の管長は前管長の指名によつて就任する。若し前管長が指名不可能のときは佛祖の大法を相続した者が管長に就任する。その有資格者が多数のときは互選によつて定める。」を、「六 本教団の管長には佛祖の大法を相続した者が就任する。その有資格者が多数のときは互選によつて定める。管長の任期は五年とする。ただし重任を妨げない。」に改める。

二次の附則を加える。

附  
則

この規則の変更は、平成二年十二月十二日から施行する。この規則変更の際、現に管長の職にある者の任期は、第六条の規定にかかわらず平成六年十月七日までとする。

平成元年十月八日

宗教法人「三宝教団」管長窪田晃

平成二十八年四月十七日  
宗教法人「三宝教団」  
代表役員 山田匡通